

新旧対照表（千葉市個人情報保護審査会運営要領の一部改正）

改正前	改正後
<p>1 趣旨 千葉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>2 調査審議の手続 調査審議の手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 審査会の調査権限に基づく調査の手続</p> <p>ア 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る個人情報記録されている公文書（以下「対象個人情報」という。）の提出を求めるものとする。</p> <p>イ 審査会は、対象個人情報が大量であり、又は複数の不開示情報が複雑に関係する場合において、事案の概要と争点を明確にし、審理を促進するために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、対象個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料の提出を求めるものとする。</p> <p>ウ 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、諮問庁の職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるものとする。</p> <p>エ 審査会は、対象個人情報に市以外のものに関する情報が記録されている場合で、審議のため必要があると認めるときは、口頭又は文書により当該市以外のものからの意見聴取その他必要な調査を行うものとする。</p> <p>(2) 審査請求人等からの申出に基づく調査審議の手続</p> <p>ア 審査会は、諮問庁から<u>審査請求書、弁明書、反論書その他審査請求に係る事件に関する書類</u>の提出があったときは、審査請求人及び参加人に対し、<u>意見書又は資料の提出</u>を申し出ることができる旨を通知するものとする。</p>	<p>1 趣旨 千葉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>2 調査審議の手続 調査審議の手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 審査会の調査権限に基づく調査の手続</p> <p>ア 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る個人情報記録されている公文書（以下「対象個人情報」という。）の提出を求めるものとする。</p> <p>イ 審査会は、対象個人情報が大量であり、又は複数の不開示情報が複雑に関係する場合において、事案の概要と争点を明確にし、審理を促進するために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、対象個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料の提出を求めるものとする。</p> <p>ウ 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>審査請求人、参加人又は諮問庁</u>の職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は<u>意見書若しくは資料</u>の提出を求めるものとする。</p> <p>エ 審査会は、対象個人情報に市以外のものに関する情報が記録されている場合で、審議のため必要があると認めるときは、口頭又は文書により当該市以外のものからの意見聴取その他必要な調査を行うものとする。</p> <p>(2) 審査請求人等からの申出に基づく調査審議の手続</p> <p>ア 審査会は、諮問庁から<u>諮問書</u>の提出があったときは、審査請求人及び参加人に対し、<u>口頭で意見を述べる</u>ことを申し出ることができる旨を通知するものとする。</p>

イ 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

ウ 審査会は、審査請求人等の口頭での意見又は説明を聴くに当たって、当該審査請求人等から申出があったときは、補佐人の付き添いを認めることができる。

エ 審査会は、審査会に出席して意見又は説明を述べることができる者の数を制限することができる。

3 審査会に提出された意見書又は資料の閲覧等

(1) 資料等の閲覧等

ア 資料等の閲覧等の申出

審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料（以下「資料等」という。）についての閲覧又は複写の申出（以下「閲覧等申出」という。）があった場合は、閲覧等申出書（様式第1号）の提出を受けるものとする。ただし、審査会は、資料等を審査請求人等への閲覧等に供することに支障がないと明らかに認められる場合は、閲覧等申出書の提出手続を経ることなく当該資料等を閲覧等に供するものとする。

イ 資料等の原則開示

審査会の会長（以下「会長」という。）は、閲覧等申出があった場合は、閲覧等申出を行った者以外のものの利益を害するおそれがあると認めるとき、行政運営上支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧等申出に応じるものとする。

ウ 閲覧等申出に対する決定等

(ア) 会長は、閲覧等申出に係る資料等の全部又は一部を閲覧等に供するときは、その旨の決定をし、閲覧等申出を行った審査請求人等に対し、その旨並びに資料等を閲覧等に供する日時及び場所を書面により通知するものとする。

(イ) 会長は、閲覧等申出に係る資料等の全部を閲覧等に供さないときは、その旨の決定をし、閲覧等申出を行った審査請求人等に

イ 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

ウ 審査会は、審査請求人等の口頭での意見又は説明を聴くに当たって、当該審査請求人等から申出があったときは、補佐人の付き添いを認めることができる。

エ 審査会は、審査会に出席して意見又は説明を述べることができる者の数を制限することができる。

3 審査会に提出された意見書又は資料の閲覧等

(1) 資料等の閲覧等

ア 資料等の閲覧等の申出

審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料（以下「資料等」という。）についての閲覧又は複写の申出（以下「閲覧等申出」という。）があった場合は、閲覧等申出書（様式第1号）の提出を受けるものとする。ただし、審査会は、資料等を審査請求人等への閲覧等に供することに支障がないと明らかに認められる場合は、閲覧等申出書の提出手続を経ることなく当該資料等を閲覧等に供するものとする。

イ 資料等の原則開示

審査会の会長（以下「会長」という。）は、閲覧等申出があった場合は、閲覧等申出を行った者以外のものの利益を害するおそれがあると認めるとき、行政運営上支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧等申出に応じるものとする。

ウ 閲覧等申出に対する決定等

(ア) 会長は、閲覧等申出に係る資料等の全部又は一部を閲覧等に供するときは、その旨の決定をし、閲覧等申出を行った審査請求人等に対し、その旨並びに資料等を閲覧等に供する日時及び場所を書面により通知するものとする。

(イ) 会長は、閲覧等申出に係る資料等の全部を閲覧等に供さないときは、その旨の決定をし、閲覧等申出を行った審査請求人等に

対し、その旨を書面により通知するものとする。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の規定による通知は、閲覧等申出回答書(様式第2号)により行う。

エ 閲覧等申出を行った者以外のものに関する情報の取扱い

審査会は、前記ウの(ア)又は(イ)の決定を行う場合において、当該決定に係る資料等に閲覧等申出を行った者以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめそのものの意見を聴くことができる。

オ 千葉市個人情報保護条例第43条第2号又は第3号に規定する利害関係人からの閲覧等申出

審査会は、千葉市個人情報保護条例第43条第2号又は第3号に規定する利害関係人からの閲覧等申出があった場合は、前記アからエまでに規定する審査請求人等からの閲覧等申出があった場合の手續に準じて処理を行うものとする。

(2) 目録の作成等

ア 目録の作成

審査会は、審査請求人等が容易かつ的確に閲覧等申出をすることができるよう、資料等を整理した審査会提出資料等目録(様式第3号)を作成するものとする。

イ 目録の閲覧

審査会は、前記アにより作成した審査会提出資料等目録を政策法務課(市政情報室)に備え置き、審査請求人等の閲覧に供するものとする。

4 会議の公開

審査会の会議は、公開しない。ただし次に掲げる場合で、公正かつ円滑な議事運営に支障がないと認められるときは、審査会の会議を公開するものとする。

(1) 不開示情報(千葉市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当する情報)が含まれない事項を審議する場合

(2) 審査請求人等が審査会において説明又は意見を述べる場合であって、これらのものがその公開を希望した場合

対し、その旨を書面により通知するものとする。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の規定による通知は、閲覧等申出回答書(様式第2号)により行う。

エ 閲覧等申出を行った者以外のものに関する情報の取扱い

審査会は、前記ウの(ア)又は(イ)の決定を行う場合において、当該決定に係る資料等に閲覧等申出を行った者以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめそのものの意見を聴くことができる。

オ 千葉市個人情報保護条例第43条第2号又は第3号に規定する利害関係人からの閲覧等申出

審査会は、千葉市個人情報保護条例第43条第2号又は第3号に規定する利害関係人からの閲覧等申出があった場合は、前記アからエまでに規定する審査請求人等からの閲覧等申出があった場合の手續に準じて処理を行うものとする。

(2) 目録の作成等

ア 目録の作成

審査会は、審査請求人等が容易かつ的確に閲覧等申出をすることができるよう、資料等を整理した審査会提出資料等目録(様式第3号)を作成するものとする。

イ 目録の閲覧

審査会は、前記アにより作成した審査会提出資料等目録を政策法務課(市政情報室)に備え置き、審査請求人等の閲覧に供するものとする。

4 会議の公開

審査会の会議は、公開しない。ただし次に掲げる場合で、公正かつ円滑な議事運営に支障がないと認められるときは、審査会の会議を公開するものとする。

(1) 不開示情報(千葉市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当する情報)が含まれない事項を審議する場合

(2) 審査請求人等が審査会において説明又は意見を述べる場合であって、これらのものがその公開を希望した場合

<p>5 議事録</p> <p>(1) 議事録の記載事項 審査会の議事録は、開催日時、開催場所、出席者、議題、議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したもの）及び会議経過（結論に至った経過等の要点を記載したもの）を記載したものとする。</p> <p>(2) 議事録の確定 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。</p> <p>(3) 議事要旨の公表 前記（2）により議事録を確定した後、議事録から会議経過が記載された部分を除いた議事要旨を作成し、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に規定する手続に基づき公表するものとする。</p>	<p>5 議事録</p> <p>(1) 議事録の記載事項 審査会の議事録は、開催日時、開催場所、出席者、議題、議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したもの）及び会議経過（結論に至った経過等の要点を記載したもの）を記載したものとする。</p> <p>(2) 議事録の確定 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。</p> <p>(3) 議事要旨の公表 前記（2）により議事録を確定した後、議事録から会議経過が記載された部分を除いた議事要旨を作成し、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に規定する手続に基づき公表するものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要領は、平成29年4月18日から施行する。